

平成 18 年 12 月 5 日

## 作業員の負傷について

平成 18 年 12 月 4 日午後 2 時 45 分頃、3 号機タービン建屋 1 階廃棄物集積所において、協力企業作業員が顔面（頬部）に薬品を被ったため、業務車にて病院へ搬送いたしました。

診察を受けた結果、「化学熱傷」と診断され通院治療となりました。

確認の結果、当日は工具箱の整理作業にて廃棄物となった油脂類の分別を実施する予定でしたが、誤って薬品の整理をしてしまいました。この作業において、共同業者が薬品の収まっていた古い袋を処理しようと持ち上げたところ、袋内に付着していた薬液が飛散し、その一部が保護具を着用していなかった当該作業員の頬部にかかったことがわかりました。

対策として、以下を実施することといたします。

- ①集積場所内の物品ごとの置き場所をより明確にし、搬入の際に物品ごとに識別ラベルを貼付する。
- ②集積場所での分別作業を行う際には、作業員は薬品を取り扱うための適切な保護具を着用する。
- ③集積場所での分別作業を行う際には、作業監督者が常に立ち会う。

また、本事例を当社を含め協力企業に周知し、注意喚起いたします。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上